

平成28年9月29日

農林水産大臣  
山本 有二 殿

全国食品産業協議会連合会  
会長 岸 秀年

### 加工食品の原料原産地表示について（要請書）

平素より地方の食品産業に対し格別のご指導・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国食品産業協議会連合会は、都道府県単位に組織された食品製造事業者等で構成された業種横断的団体である地方食品産業協議会をもって構成された全国団体であります。本連合会は、地方の食品産業が抱える共通の課題を解決するための活動を展開しております。

地方の食品産業は、消費者が求める地域の農畜水産物を活用した安全で安心のできる食品の製造・販売に努めるとともに、6次産業化を支援し、国内農林水産業とともに車の両輪として国民の生活と地域経済を支えております。また、中小零細事業者が主体である地場産業として、製品出荷額、雇用面においても地域経済に重要な役割を果たしております。

加工食品の原料原産地表示制度につきましては、先般、政府がとりまとめた「総合的な TPP 関連政策大綱」において、「実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」こととされ、消費者庁と農林水産省の共催による検討会において検討が始まりました。その後「日本再興戦略 2016」（閣議議決定）等において、更に「原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」とされました。

中小零細事業者が圧倒的に多数である地方の食品産業界といたしましては、加工食品の原料原産地の義務的表示の拡大の検討に当たっては、中小零細事業者が

自ら原料原産地情報を入手することは困難な場合が多く、仮に入手できた場合でも技術、労力、コスト等の制約があるという実態を踏まえた慎重な議論が必要と考えます。実態に即さない過度な規制は、死活問題につながりかねません。

また、今回の表示拡大の目的が国産農畜水産物の利用拡大や生産振興を図ることであるならば、全ての加工食品への義務表示ではなく、いわゆる「強調表示」の積極的な活用あるいは農商工連携による国産農畜水産物のブランド化の推進がより効果的だと考えております。

そのためには、加工食品の原材料としての国産農畜水産物の量と価格の両面における安定供給をお願いいたします。

このような地方の食品産業の状況等を踏まえ、地域経済を支える中小零細食品事業者への下記に示す影響等にも十分配慮した検討を要請いたします。

## 記

### 1 産地切り替えへの対応は困難

加工食品は、通年で価格と品質を一定に保つため、随時、原料産地を切り替えていることから、原料原産地の変更と包装資材の表示の変更を同時に行うためには、原料手当から製造までの原料原産地別管理を徹底するとともに、原料原産地の変更に対応できる包装資材の供給管理を行うことが必要で、中小零細事業者（全食品事業者の 99%、うち、従業員 3 人以下の零細事業者が 28%）にとっては大変難しく、廃業につながりかねません。

### 2 原料原産地情報の入手について

中小零細事業者は、原料の調達の多くを原料問屋等に依存しているので、こうした中間流通業者の協力が確実に得られなければ原料原産地情報についても入手が難しいという問題があります。

### 3 自主回収リスクの増大と食品ロスの増大

実行が困難なものについて表示を義務付けた場合には、表示誤りの発生度合いが高くなります。食品表示基準に違反した場合の指導に当たっては直ちに表示の修正・商品の撤去を行うことが義務付けられている（食品表示基準の違反

に係る指示及び指導並びに公表の指針（略称）こと等から、事業者としては、表示誤りが見つければ、その製品を回収することになります。こうして回収された製品の多くは廃棄されるため、食品ロスが増大することになります。

#### 4 TPPによる食品企業の競争環境の激化

TPP協定により、食品産業の原材料となる重要5品目等の国境措置が極力維持される一方で、輸入加工食品の多品目の製品について関税の撤廃、引き下げにより、国内食品企業も外国製品との競争の激化が見込まれます。こうした状況の中で、国内企業が製造する加工食品にのみ義務表示を拡大する過度な規制を行うことは、地方の食品企業の経営に大きなダメージを与えます。

仮に国産加工食品に原料原産表示の義務付けを拡大するのであれば、公平性の観点から輸入加工食品にも表示を義務付けるべきです。

#### 5 いわゆる大括り表示、可能性表示について

中小零細事業者の包装資材の切り替えはおおよそ2～3年に1回というところが多く、中には10年程度の事業者もいるため、大括り表示であっても、国産と外国産の切り替えが多い業種では包装資材の切り替えに係るコスト増が経営を圧迫します。可能性表示については、消費者の誤認の問題や、過去の実績に基づくこととした場合の期間の取り方いかんによって、混乱が生じる等の問題があります。

#### 6 インターネットでの情報提供について

原料原産地情報の提供を希望する消費者に対して、大手企業や中堅企業は、インターネットやお客様窓口等により情報提供に努めています。特にインターネットでの情報提供は詳細な情報提供が可能ですが、これを義務化した場合には、ホームページ等を有しておらず、また、その維持管理を行う従業員が不足している中小零細事業者にとっては負担が大きく、経営を圧迫しかねません。仮に中小零細事業者にインターネットでの情報提供を奨励しようとするならば、ホームページの立ち上げや運営等に対する助成措置を講じていただく必要があります。

#### 7 新食品表示基準の実施に取り組んでいる事業者が混乱

平成27年4月に新食品表示基準が導入されて1年半が経過し、一般加工食品に関しては、平成32年3月までに、新ルールが義務化されるため、各事業者は

その対応に向けて取り組んでいるところであり、更なるルールの変更は混乱を招き、中小零細事業者にとって重大な経営負担となります。

以 上